



島根県報

平成22年12月24日（金）
号外第206号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例	（総務課）	10
出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例	（ ” ）	14
島根県県税条例の一部を改正する条例	（税務課）	18
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市町村課）	19
島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（地域福祉課）	21
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（医療政策課）	22
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	25
島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例	（薬事衛生課）	28
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	（警察本部）	29
島根県暴力団排除条例	（ ” ）	30

公布された条例等のあらまし

◇松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第40号）

1 条例の概要

次に掲げる条例中、市町村の名称等に係る規定の整理

- (1) 島根県行政機関等設置条例
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (4) 島根県保健所条例
- (5) 島根県児童相談所条例
- (6) 島根県家畜保健衛生所条例
- (7) 島根県流域下水道条例
- (8) 島根県営住宅条例
- (9) 島根県公営企業の設置等に関する条例

2 施行期日

平成23年8月1日から施行することとした。

◇出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第41号）

1 条例の概要

次に掲げる条例中、市町村の名称等に係る規定の整理

- (1) 島根県行政機関等設置条例
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (4) 島根県保健所条例
- (5) 島根県児童相談所条例
- (6) 島根県家畜保健衛生所条例
- (7) 島根県空港条例
- (8) 島根県流域下水道条例
- (9) 島根県営住宅条例

2 施行期日

平成23年10月1日から施行することとした。ただし、1の(7)については、規則で定める日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 条例の概要

- (1) 乗用車のうち電気自動車に対する自動車税の税率の改正（第47条第1項第1号関係）

ア 営業用

改正前		改正後	
普通自動車であるもの	年額 13,800円		年額 7,500円
小型自動車であるもの	年額 7,500円		

イ 自家用

改正前	改正後

普通自動車であるもの	年額 45,000円	年額 29,500円
小型自動車であるもの	年額 29,500円	

- (2) キャンピング車のうち電気自動車に対する自動車税の税率を年額23,600円とすることとした。(第47条第1項第5号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

1 条例の概要

- (1) 租税特別措置法に基づく事務のうち、優良宅地の造成の認定を浜田市に権限移譲することとした。(第2条の表第18号関係)
- (2) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を邑南町に権限移譲することとした。(第2条の表第18号・第35号関係)

ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

- (ア) 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知
- (イ) 登記の完了の届出の受理
- (ウ) 仮理事及び特別代理人の選任
- (エ) 不正行為等の報告の受理
- (オ) 役員の氏名等の変更の届出の受理
- (カ) 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- (キ) 事業報告書等の受理及び閲覧の実施
- (ク) 解散の認定及び解散の届出の受理
- (ケ) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
- (コ) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
- (サ) 裁判所に対する意見の陳述及び調査
- (シ) 合併の認証
- (ス) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- (セ) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
- (ソ) 警察本部長の意見の聴取

イ 租税特別措置法施行令に基づく事務

特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付

- (3) 都市計画法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市に権限移譲することとした。(第2条の表第20号関係)

ア 開発行為の許可、変更の許可等

- イ 開発行為に関する工事の完了検査等
- ウ 開発区域内の土地における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認
- エ 開発行為に関する工事の廃止の届出の受理
- オ 開発区域内の土地の建築物の建ぺい率等の指定及び建築の許可
- カ 開発区域内又は開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許可
- キ 開発許可に基づく地位の承継の承認
- ク 開発登録簿の調製、保管、登録、付記、修正、閲覧及び写しの交付
- ケ 開発行為に関する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言
- コ 開発行為等の規制に違反した者等に対する命令、必要な措置の執行等

サ 開発行為又は建築に関する証明書等の交付

(4) 農地法に基づく事務のうち、住所のある市町村の区域外にある農地等の賃借権等の権利の設定又は移転の許可及びその取消し等の事務を浜田市に権限移譲することとした。(第2条の表第31号関係)

(5) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)を大田市に権限移譲することとした。(第2条の表第36号関係)

(6) 母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲することとした。(第2条の表第56号関係)

ア 母子・寡婦福祉資金(母子福祉団体に対するものを除く。イからキまでにおいて同じ。)の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理

イ 母子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理

ウ 母子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理

エ 母子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理

オ 母子・寡婦福祉資金に係る違約金の徴収の特例に係る申請の受理

カ 母子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

キ その他母子及び寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)については、平成23年10月1日から施行することとした。

◇島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 条例の概要

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を財源とする事業を介護保険法に基づく施設の整備、防災対策等を促進するための事業及び地域における高齢者等に対する日常的な支援を行う体制を整備するための事業に改めることとした。(第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第45号)

1 条例の概要

(1) しまね医学生特別奨学金関係(第2条関係)

指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間が通算して1年以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関における業務従事の履行を猶予することとした。

(2) 特定診療科医師緊急養成奨学金関係(第2条関係)

指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関の特定診療科における業務従事の履行を猶予することとした。

(3) 研修医研修支援資金関係(第2条関係)

ア 臨床研修医に対する貸付金

(ア) 指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間(以下「指定医療機関以外後期研修期間」という。)が通算して6月以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関における研修の履行を猶予す

ることとした。

- (イ) 指定医療機関以外後期研修期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において後期研修を受けたものとみなすこととした。

イ 後期研修医に対する貸付金

- (ア) 特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとして知事が認めた場合における特定地域医療機関以外の指定医療機関（以下「特認指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとする後期研修医についても、貸付けの対象とすることとした。

- (イ) 特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって返還債務の免除の条件である特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。以下同じ。）における業務従事（以下「免除条件」という。）の履行期間を計算するものとする事とした。

- (ウ) 特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、当該期間について免除条件の履行を猶予することとした。

(4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 条例の概要

(1) 深夜営業を行う施設への青少年の立入りの制限

ア 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入りが制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。イ及び3のウにおいて同じ。）を立ち入らせてはならないこととした。（第20条の2第1項関係）

- (ア) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる施設

- (イ) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館を除く。）

イ アの施設を営む者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、当該施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならないこととした。（第20条の2第2項関係）

ウ 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、アの施設を営む者から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をしてアの施設内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第28条関係）

(2) 入れ墨を施す行為等の禁止

ア 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はあっせんしてはならないこととした。（第23条の2関係）

イ 何人も、入れ墨を施す行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は場所のあっせんをしてはならないこととした。（第24条関係）

(3) 青少年を深夜に外出させる行為等の禁止

ア 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければならないこととした。（第23条の3第1項関係）

イ 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならないこととした。（第23条の3第2項関係）

ウ 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設又は当該施設の敷地（施設にあつては、法令及び(1)のイにより深夜において青少年の立入りが禁止されているものを除く。）にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならないこととした。（第23条の3第3項関係）

(4) フィルタリング機能の利用等による有害情報の閲覧等の防止

インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング機能（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより有害情報の閲覧を制限する機能をいう。）を有するソフトウェアの利用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならないこととした。（第25条関係）

(5) 罰則

ア (2)のイに違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。（第30条第1項関係）

イ (2)のイ又は(3)のイに違反した者は、30万円以下の罰金に処することとした。（第30条第2項関係）

ウ (1)のウによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処することとした。（第30条第4項関係）

エ 青少年の年齢を知らないことを理由として、ア及びイによる処罰を免れることができないこととした。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないこととした。（第30条第5項関係）

(6) その他規定の整備

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例（条例第47号）

1 条例の概要

(1) 設置

子宮頸がん予防ワクチン等（ヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンをいう。）の接種を緊急に促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 条例の概要

店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面会の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業は、島根県の区域においては、これを営んではならないこととした。（第10条関係）

2 施行期日

平成23年1月1日から施行することとした。

◇島根県暴力団排除条例（条例第49号）

1 条例の概要

(1) この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び本県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

(2) 次のとおり定義規定を設けることとした。（第2条関係）

ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）に規定する暴力団をいうこと。

イ 暴力団排除とは、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県内における事業活動又は県民の生活に生じた不当な影響を排除することをいうこと。

ウ 暴力団員とは、法に規定する暴力団員をいうこと。

エ 県民等とは、県民及び事業者をいうこと。

オ 暴力団事務所とは、暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいうこと。

(3) 次のとおり基本理念を定めることとした。（第3条関係）

暴力団排除は、県民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本として、県及び県民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならないこと。

(4) 県及び県民等の責務について定めることとした。（第4条・第5条関係）

(5) 県は、財団法人島根県暴力追放県民センターの支援を受けて提起される、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものについて、当該訴訟に係る費用に対する支援その他の必要な支援を行うことができることとした。（第6条関係）

(6) 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする事とした。（第7条関係）

(7) 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、当該者の保護に必要な資機材の貸付け、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする事とした。（第11条関係）

(8) 県は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする事とした。（第12条第1項関係）

(9) 県は、地域若しくは職域又は家庭において、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育及び指導、助言その他の支援が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする事とした。（第12条第2項関係）

- (10) 暴力団事務所は、学校（大学を除く。）、専修学校（高等課程を置くものに限る。）、児童福祉施設、児童相談所、公民館、図書館、博物館又はこれに相当する施設、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所等の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならないこととした。（第13条関係）
- (11) 事業者は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第14条第1項関係）
- ア 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- イ 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- (12) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならないこととした。（第14条第2項関係）
- (13) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならないこととした。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでないこととした。（第14条第3項関係）
- (14) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならないこととした。（第15条関係）
- (15) 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含めるよう努めなければならないこととした。ただし、法令上の義務を履行するために当該契約を締結する場合は、この限りでないこととした。（第16条第1項関係）
- ア 事業者は、暴力団員を契約の相手方としないこと。
- イ 契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者は催告をすることなく、当該契約を解除することができること。
- (16) 事業者は、契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、(15)のイに基づき、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならないこととした。（第16条第2項関係）
- (17) 事業者は、その行う事業に関し、当該事業に係る取引関係者等が暴力団員でないことを確認するため、契約時に当該取引関係者等が暴力団員でない旨を書面で誓約させる等、暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。（第16条第3項関係）
- (18) 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が(11)若しくは(12)に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が(11)若しくは(12)に違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与をさせてはならないこととした。（第17条第1項関係）
- (19) 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が(13)に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が(13)に違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与をさせてはならないこととした。（第17条第2項関係）
- (20) 県内に所在する不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならないこととした。（第18条第1項関係）
- (21) 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないこととした。（第18条第2項関係）
- (22) 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に関して書面による契約を締結する場合において、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含めるよう努めなければならないこととした。（第18条第3項関係）
- ア 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- イ 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすること

となく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

- (23) 不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、(22)のイに基づき、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならないこととした。(第18条第4項関係)
- (24) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、(20)から(23)までに関し助言その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第19条第1項関係)
- (25) 何人も、他人が譲渡等しようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならないこととした。(第19条第2項関係)
- (26) 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的に集合することとなる行事を主催する者又はその運営に携わる者(以下「行事主催者等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならないこととした。(第20条第1項関係)
- ア 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
- イ 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これに関与させること(ウに該当するものを除く。)
- ウ 当該行事が行われることとなる場所(当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。)において、露店を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これに露店を出させること。
- (27) 行事主催者等は、当該行事からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(第20条第2項関係)
- (28) 県は、行事主催者等が(27)の措置を講ずるために必要な情報の提供その他の支援を行うものとすることとした。(第20条第3項関係)
- (29) 公安委員会は、(11)、(12)、(18)、(21)、(25)又は(26)に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができることとした。(第21条関係)
- (30) 公安委員会は、(11)、(12)、(18)、(21)、(25)又は(26)に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができることとした。(第22条関係)
- (31) 公安委員会は、(29)により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は(30)により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。(第23条関係)
- (32) (10)に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。(第25条第1項関係)
- (33) 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(32)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(32)の罰金刑を科することとした。(第25条第2項関係)

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 40 号

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第 1 条 島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表東部県民センターの項、第 5 条第 2 項の表東部農林振興センターの項、第 7 条第 2 項の表松江水産事務所の項及び第 8 条第 2 項の表松江県土整備事務所の項中「、八束郡」を削る。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 8 号右欄及び第18号右欄中「、東出雲町」を削り、同表第23号右欄中「、雲南市及び東出雲町」を「及び雲南市」に改め、同表第35号右欄中「、東出雲町」を削る。

附則に次の 2 項を加える。

(松江市及び八束郡東出雲町の合併に伴う経過措置)

3 松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入の際次の表の左欄に掲げる法律に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は平成23年 8 月 1 日前に同欄に掲げる法律に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の右欄に掲げる事務で同日以後においては松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法	第 2 条の表第11号左欄に掲げる事務
租税特別措置法	第 2 条の表第18号左欄の(1)に係る事務及び(4)に係る事務（(1)に規定する認定に係るものに限る。）
都市計画法	第 2 条の表第20号左欄に掲げる事務
土地区画整理法	第 2 条の表第23号左欄に掲げる事務
都市再開発法	第 2 条の表第24号左欄に掲げる事務
児童福祉法	第 2 条の表第28号左欄に掲げる事務 （(1)及び(9)に係る事務を除く。）
森林法	第 2 条の表第30号左欄に掲げる事務
農地法	第 2 条の表第31号左欄に掲げる事務
工場立地法	第 2 条の表第34号左欄に掲げる事務
社会福祉法	第 2 条の表第37号左欄に掲げる事務
老人福祉法	第 2 条の表第54号左欄に掲げる事務
介護保険法	第 2 条の表第55号左欄に掲げる事務

- 4 次の表の左欄に掲げる法律に基づく同表の右欄に掲げる事務で松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴い平成23年 8 月 1 日以後においては松江市長が新たに行うこととなるものの処理のうち、同日前の申請、処分その他の行為に係るものについては、同日以後においてもなお従前の例による。

租税特別措置法	第 2 条の表第18号左欄の(2)に係る事務及び(4)に係る事務（(2)に規定する認定に係るものに限る。）
児童福祉法	第 2 条の表第28号左欄の(1)及び(9)に係る事務
母子保健法	第 2 条の表第29号左欄の(4)から(7)ま

でに係る事務

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第 3 条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則の表島根県松江警察署の項中「八束郡」を削る。

(島根県保健所条例の一部改正)

第 4 条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 島根県松江保健所の項中「、八束郡」を削る。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第 5 条 島根県児童相談所条例（昭和39年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表島根県中央児童相談所の項中「、八束郡」を削る。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 6 条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 松江家畜保健衛生所の項中「八束郡東出雲町」を「松江市」に、「八束郡 隠岐郡」を「隠岐郡」に改める。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

第 7 条 島根県流域下水道条例（昭和56年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「東出雲町」を削る。

(島根県営住宅条例の一部改正)

第 8 条 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

「宍道緑が丘団地

別表中「宍道緑が丘団地」を 揖 屋 団 地 に、
羽 入 団 地」

江津中央団地	八東郡東出雲町	を
揖屋団地		
羽入団地		

「江津中央団地」に改める。

(島根県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第 9 条 島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 飯梨川水道の項及び斐伊川水道の項中「東出雲町」を削る。

附 則

この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 41 号

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第 1 条 島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表東部県民センターの項、第 5 条第 2 項の表東部農林振興センターの項、第 7 条第 2 項の表松江水産事務所の項及び第 8 条第 2 項の表出雲県土整備事務所の項中「、簸川郡」を削る。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 6 号右欄、第 8 号右欄、第18号右欄及び第35号右欄中「、斐川町」を削る。

附則に次の 2 項を加える。

(出雲市及び簸川郡斐川町の合併に伴う経過措置)

- 5 出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入の際次の表の左欄に掲げる法律に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は平成23年10月 1 日前に同欄に掲げる法律に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の右欄に掲げる事務で同日以後においては出雲市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ出雲市長のした処分その他の行為又は出雲市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法	第 2 条の表第11号左欄に掲げる事務
租税特別措置法	第 2 条の表第18号左欄の(1)に係る事

	務及び(4)に係る事務 ((1)に規定する認定に係るものに限る。)
都市計画法	第 2 条の表第20号左欄に掲げる事務
土地区画整理法	第 2 条の表第23号左欄に掲げる事務
児童福祉法	第 2 条の表第28号左欄に掲げる事務
森林法	第 2 条の表第30号左欄に掲げる事務
農地法	第 2 条の表第31号左欄に掲げる事務
社会福祉法	第 2 条の表第37号左欄に掲げる事務
農業協同組合法	第 2 条の表第38号左欄に掲げる事務
商工会議所法	第 2 条の表第39号左欄に掲げる事務
商工会法	第 2 条の表第40号左欄に掲げる事務

- 6 次の表の左欄に掲げる法律に基づく同表の右欄に掲げる事務で出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴い平成23年10月1日以後においては出雲市長が新たに行うこととなるものの処理のうち、同日前の申請、処分その他の行為に係るものについては、同日以後においてもなお従前の例による。

租税特別措置法	第 2 条の表第18号左欄の(2)に係る事務及び(4)に係る事務 ((2)に規定する認定に係るものに限る。)
旅券法	第 2 条の表第36号左欄に掲げる事務

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

- 第 3 条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則の表島根県出雲警察署の項中「簸川郡」を削る。

(島根県保健所条例の一部改正)

- 第 4 条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 島根県出雲保健所の項中「、簸川郡」を削る。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第 5 条 島根県児童相談所条例（昭和39年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表島根県出雲児童相談所の項中「、簸川郡」を削る。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 6 条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 出雲家畜保健衛生所の項中「簸川郡」を削る。

(島根県空港条例の一部改正)

第 7 条 島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 出雲空港の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市」に改める。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

第 8 条 島根県流域下水道条例（昭和56年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「斐川町」を削る。

(島根県営住宅条例の一部改正)

第 9 条 島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

「山 内 団 地

別表中「山 内 団 地」を 直 江 団 地 に、

荘 原 団 地」

「

赤 名 団 地	飯石郡飯南町
直 江 団 地	簸川郡斐川町
荘 原 団 地	

を

」

「

赤 名 団 地	飯石郡飯南町
---------	--------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、規則で定める日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 42 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第47条第 1 項第 1 号ア(㊦)を次のように改める。

(㊦) 電気を動力源とし、内燃機関を有しないもの（以下「電気自動車」という。） 年額 7,500円

第47条第 1 項第 1 号イ(㊦)を次のように改める。

(㊦) 電気自動車 年額 29,500円

第47条第 1 項第 5 号イ(㊦)に次のように加える。

k 電気自動車 年額 23,600円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県県税条例第47条第 1 項第 1 号ア(㊦)及び同号イ(㊦)並びに同項第 5 号イ(㊦)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に課すべき電気自動車に対する自動車税について適用し、施行日前に課する電気自動車に対する自動車税については、なお従前の例による。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 43 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第18号右欄中「及び出雲市」を「、浜田市及び出雲市」に改め、「美郷町」の次に「、邑南町」を加え、同表第20号右欄中「松江市」の次に「、浜田市」を加え、同表第31号右欄中「、出雲市及び」を「、浜田市、出雲市及び」に改め、同表第35号右欄中「美郷町」の次に「、邑南町」を加え、同表第36号右欄中「益田市」の次に「、大田市」を加え、同表第56号右欄中「浜田市」の次に「、出雲市」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表第36号右欄の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成23年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律又は政令に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律又は政令に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律又は政令の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町の長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

租税特別措置法（昭和	この条例による改正後の	浜田市長
------------	-------------	------

32年法律第26号)	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第18号左欄の(1)に係る事務及び(4)に係る事務（(1)に規定する認定に係るものに限る。）	
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	改正後の条例第2条の表第18号左欄の(3)に係る事務	邑南町長
都市計画法（昭和43年法律第100号）	改正後の条例第2条の表第20号左欄に掲げる事務	浜田市長
農地法（昭和27年法律第229号）	改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務	浜田市長
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	改正後の条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務	邑南町長

- 3 改正後の条例第2条の表第36号の規定（大田市に係る部分に限る。）は、同号右欄の改正規定の施行の日以後に旅券法（昭和26年法律第267号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 44 号

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「等の整備及びスプリンクラーの整備を促進する」を「の整備、防災対策等を促進するための事業及び地域における高齢者等に対する日常的な支援を行う体制を整備する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 45 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表しまね医学生特別奨学金の項中「あるためその業務」を「あるため指定医療機関において医師の業務」に、「を除く。）その業務に従事（当該指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して 1 年未満」を「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間（以下この項において「指定医療機関以外従事期間」という。）が通算して 1 年以上となる場合であって、指定医療機関以外従事期間が通算して 1 年以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該 1 年以上となる期間（以下この項において「1 年以上の指定医療機関以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関において医師の業務に従事（指定医療機関以外従事期間のうち通算して 1 年未満までの期間」に、「においてその業務」を「において医師の業務」に改め、「従事期間中」の次に「又は前号の 1 年以上の指定医療機関以外従事期間中」を加え、同表特定診療科医師緊急養成奨学金の項中「開始し、かつ、引き続いて」の次に「指定医療機関において」を加え、「あるためその業務」を「あるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務」に、「を除く。）その業務に従事（当該指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して 6 月未満」を「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下この項において「特定診療科以外従事期間」という。）が通算して 6 月以上となる場合であって、特定診療科以外従事期間が通算して 6 月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該 6 月以上となる期間（以下この項において「6 月以上の特定診療科以外従事期間」とい

う。)を含む。)を除く。) 指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事(特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間)に、「おいてその業務」を「おいて医師の業務」に、「又は従事期間中」を「若しくは従事期間中又は前号の6月以上の特定診療科以外従事期間中」に改め、同表研修医研修支援資金の項中「将来特定地域医療機関」の次に「(特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとしてあらかじめ知事が認めた場合(貸付け後における事情の変更により特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとして知事が認めた場合を含む。))における特定地域医療機関以外の指定医療機関(以下この項において「特認指定医療機関」という。)を含む。以下この項において同じ。))」を加え、「あるため後期研修」を「あるため指定医療機関において後期研修」に、「を除く。)後期研修を受けた」を「(指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間(以下この項において「指定医療機関以外後期研修期間」という。))が通算して6月以上となる場合であって、指定医療機関以外後期研修期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間(以下この項において「6月以上の指定医療機関以外後期研修期間」という。)を含む。)を除く。) 指定医療機関において後期研修を受けた(指定医療機関以外後期研修期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において後期研修を受けたものとみなす。))」に改め、「とする。))」の次に「(特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって計算するものとする。))」を加え、「あるためその業務」を「あるため特定地域医療機関において医師の業務」に、「を除く。)その業務」を「(特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であって、当該業務に従事する期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該期間(以下この項において「特定地域医療機関以外従事期間」という。)を含む。)を除く。) 特定地

域医療機関において医師の業務」に改め、「後期研修の期間中」の次に「若しくは第 1 号の 6 月以上の指定医療機関以外後期研修期間中」を、「従事期間中」の次に「若しくは前号の特定地域医療機関以外従事期間中」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 46 号

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 金銭の貸付け等の制限（第20条）」を
「第 3 節 金銭の貸付
第 4 節 深夜営業を
け等の制限（第20条）
に改める。
行う施設への青少年の立入りの制限（第20条の 2）」

第 9 条中「第29条第 4 項第 1 号」を「第30条第 4 項第 1 号」に改める。

第12条第 1 号中「立入りが」の次に「常時」を加える。

第13条第 2 項中「入り口」を「入口等」に、「禁ずる」を「禁止する」に改める。

第18条第 1 項中「以下同じ」を「次条において同じ」に改める。

第20条第 1 項中「以下この条において同じ。）の委託」を「以下同じ。）の委託を受け、」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「保護者の委託」の次に「を受け、」を加える。

第 3 章に次の 1 節を加える。

第 4 節 深夜営業を行う施設への青少年の立入りの制限

第20条の 2 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前 4 時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入り制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。次項及び第23条の 3 第 3 項において同じ。）を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

2 前項に規定する施設を営む者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、当該施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

第23条の次に次の2条を加える。

（入れ墨を施す行為等の禁止）

第23条の2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はあっせんしてはならない。

（深夜に外出させる行為等の禁止）

第23条の3 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設又は当該施設の敷地（施設にあつては、法令及び第20条の2第1項の規定により深夜において青少年の立入りが禁止されているものを除く。）にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

第24条に次の1号を加える。

(5) 入れ墨を施す行為

第25条中「もの」の次に「（次項において「有害情報」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング機能（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより有害情報の閲覧を制限する機能をいう。）を有するソフトウェアの利用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は

視聴させないように努めなければならない。

第28条第1項中「若しくは広告主等」を「、広告主等若しくは第20条の2第1項に規定する施設を営む者」に改める。

第30条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項又は第23条の2」に改め、同条第2項第11号中「第24条第1号」の次に「又は第5号」を加え、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(1) 第23条の3第2項の規定に違反した者

第30条第5項中「第22条」の次に「、第23条の2、第23条の3第2項」を、「第3号まで」の次に「若しくは第5号」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 47 号

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例

(設置)

第 1 条 子宮頸がん予防ワクチン等（ヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンをいう。）の接種を緊急に促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 48 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条の表第 2 号中「第 2 条第 6 項第 2 号」を「第 2 条第 6 項第 2 号及び第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

島根県暴力団排除条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 49 号

島根県暴力団排除条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 暴力団排除に関する基本的施策等（第 6 条—第 11 条）

第 3 章 青少年の健全な育成を図るための措置（第 12 条・第 13 条）

第 4 章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等（第 14 条—第 16 条）

第 5 章 暴力団員が利益の供与を受けることの禁止等（第 17 条）

第 6 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第 18 条・第 19 条）

第 7 章 祭礼等からの暴力団排除（第 20 条）

第 8 章 義務違反者に対する措置等（第 21 条—第 23 条）

第 9 章 雑則（第 24 条）

第 10 章 罰則（第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び本県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律

第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県内における事業活動又は県民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、県民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本として、県及び県民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、県民等の協力を得るとともに、法第32条の2第1項の規定により公安委員会が都道府県暴力追放運動推進センターとして指定をした財団法人島根県暴力追放県民センター（平成4年5月11日に財団法人島根県暴力追放県民センターという名称で設立された法人をいう。第6条第2項において「暴追センター」という。）その他の関係団体及び関係機関との連携を図りながら、暴力団排除のための総合的な施策を推進するものとする。

(県民等の責務)

第5条 県民は、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第 2 章 暴力団排除に関する基本的施策等

(県民等に対する支援)

第 6 条 県は、県民等又は県民等により結成される団体（以下この項において「団体等」という。）が行う暴力団排除のための活動の推進に資するため、団体等に対する情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、暴追センターの支援を受けて提起される、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものについて、当該訴訟に係る費用に対する支援その他の必要な支援を行うことができる。

(県の事務及び事業における措置)

第 7 条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業（次条において「公共工事等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(不当介入行為に係る報告等の協力)

第 8 条 県は、公共工事等に係る契約に当たって、契約の相手方又は下請その他の当該契約に関連する契約の相手方（以下この条において「相手方等」という。）に対し、当該相手方等が当該契約又は下請その他の当該契約に関連する契約に係る事業の遂行に当たり暴力団員から違法若しくは不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときにおける警察官への通報、県への報告その他暴力団排除のために必要な協力を求めるものとする。

(広報及び啓発)

第 9 条 県は、県民等が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等についての県民等への周知、暴力団排除の気運を醸成するための集会の開催その他の広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市町村への協力)

第10条 県は、市町村において暴力団排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(警察による保護措置)

第11条 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、当該者の保護に必要な資機材の貸付け、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する教育等)

第12条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、地域若しくは職域又は家庭において、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育及び指導、助言その他の支援が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定を受けたもの
- (6) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 少年院法（昭和23年法律第169号）第16条に規定する少年鑑別所
- (8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第4章 暴力団員に対する利益の供与の禁止等

（利益の供与の禁止等）

第14条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当

な理由がある場合は、この限りでない。

(暴力団の威力を利用する行為の禁止)

第15条 事業者は、前条第1項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(契約時における措置等)

第16条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含めるよう努めなければならない。ただし、法令上の義務を履行するために当該契約を締結する場合は、この限りでない。

(1) 事業者は、暴力団員を契約の相手方としないこと。

(2) 契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者は催告をすることなく、当該契約を解除することができること。

2 事業者は、契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、当該契約の内容に含まれた前項第2号に掲げる事項に基づき、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、当該事業に係る取引の相手方、取引を媒介する者その他の関係者（以下この項において「取引関係者等」という。）が暴力団員でないことを確認するため、契約時に当該取引関係者等が暴力団員でない旨を書面で誓約させる等、暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 暴力団員が利益の供与を受けるとの禁止等

第17条 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が第14条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に

違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第 6 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第18条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）

の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に関して書面による契約を締結する場合において、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含めるよう努めなければならない。

(1) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

(2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

4 不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等に係る契約の内容に含まれた前項第 2 号に掲げる事項に基づき、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第19条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供さ

れることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第 7 章 祭礼等からの暴力団排除

第20条 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的に集合することとなる行事を主催する者又はその運営に携わる者（以下この条において「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
 - (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これに関与させること（次号に該当するものを除く。）。
 - (3) 当該行事が行われることとなる場所（当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。）において、露店を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これに露店を出させること。
- 2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、行事主催者等が前項の措置を講ずるために必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

第 8 章 義務違反者に対する措置等

（調査）

第21条 公安委員会は、第14条第1項若しくは第2項、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第22条 公安委員会は、第14条第1項若しくは第2項、第17条第1項、第18条第2項、第19条第2項又は第20条第1項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認め

るときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第23条 公安委員会は、第21条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第10章 罰則

第25条 第13条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。